

児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。この届は、受給者が手当を6月以降も引き続き受けていることができる要件を満たしているか確認するものです。

「現況届」を提出しないと、6月以降の手当を受給できませんので、忘れずに提出してください。なお、現況届の提出が必要な方には、6月上旬頃に通知しますので、ご確認ください。

▼手続きに必要なもの

▽現況届

▽受給者（保護者）の健康保険被保険者証のコピー

▽印鑑

▽その他必要に応じて提出する書類があります。

※詳しくは、現況届の案内通知をご覧ください。

▼提出期限 6月30日（日）

▼提出・問

子育て支援課

子育て支援グループ

☎62-0055

FAX 62-3232



仕事

労働保険の年度更新等

期限までに最寄りの銀行、郵便局、労働基準監督署、福島労働局において手続きをされますようお願いいたします。

労働保険の年度更新は電子申請を、労働保険料等の納付は口座振替をご利用ください。

▼申告期限 7月10日（水）

▼問 福島労働局総務部

労働保険徴収室

☎024-536-4607

シルバー人材センター入会説明会

▼日時

6月19日（水）

午前10時～（1時間程度）

▼場所

シルバー人材センター

▼入会資格

三春町に在住で60歳以上の健康で働く意欲のある方ならどなたでも加入いただけます。なお、日程が合わない方でもお気軽にお問い合わせください。

▼シルバー人材センターで扱う仕事（例）

屋内外の清掃、除草、農作業、墓地清掃、空き家の見回り、植木の剪定、手工芸品（竹細工、木工作品、手芸品）の制作と販売

▼問

シルバー人材センター

☎62-7308

年金

年金額改定について

平成31年4月分（6月14日支払分）からの年金額は、法律の規定により平成30年度から0.1%の増額となります。

改定後の年金額は、年金額改定通知書（原則年金額通知書と一体となった統合通知書）でお知らせします。前年度から改定のない方については、年金額通知書を送付します。

これらの通知書は、6月の支払いに向けて、6月上旬から順次送付します。また、5月以降の年金が在職中で支給停止となる方などには、5月上旬に送付しています。

▼問

郡山年金事務所

☎024-932-3434

年金事務所の予約相談

日本年金機構の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。待ち時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

▽予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

▽お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

▽電話がかかりにくい場合は時間をとおかけ直しください。

▽状況により時間どおりご案内できない場合もありますのでご了承ください。

▼予約申込・問

▽予約専用受付電話

☎0570-05-4890

▽郡山年金事務所

☎024-932-3434

年金ポータルについて

年金ポータルは年金に関する情報をインターネット上で簡単に調べられるように、厚生労働省が作成したポータルサイトです。

自分の日常生活の中のシーンに合わせたテーマや、年金制度の基本的な仕組みに

いて、さまざまな関係機関のホームページから情報を探ることができます。

専門用語をできるだけ使わずに、図やイラストによる解説でシンプルに説明しており、年金について、知りたいことがすぐに探せる「入口」としてご利用いただけます。

▼URL

www.mhlw.go.jp/enkinportal/

農業

農業者年金受給権者現況届の提出

5月下旬に農業者年金基金より緑色の封筒で「現況届」が送付されます。これを受け取った方は、用紙に必要事項を記入の上提出してください。

提出がない場合は年金の支払いが差し止めとなりますので、ご注意ください。

▼提出期限 6月28日（金）

▼提出・問

農業委員会事務局

（産業課農林グループ内）

☎62-2112

FAX 62-3300

